

# 社会福祉法人 長岡市社会福祉協議会役員の報酬等に関する規程

制定 平成29年1月26日

改正 令和6年3月28日

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人長岡市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款25条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (役員)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいう。

## (報酬)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員には、別表に定めた支給基準により、報酬及び賞与を支給する。
- (2) 非常勤の役員には、その職務のため会議等に出席したときは、別表で定めた額を報酬として支給する。

## (費用弁償)

第4条 役員が、その職務のため市外に出張したときは、別に定めた本会旅費規程に基づき、旅費を支給する。

## (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員の給与及び退職手当に関する規程に準じた日とする。
  - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤の役員には、会議等開催の都度報酬を支給する。ただし、会長については、毎月21日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、本会職員の給与及び退職手当等に関する規程に準じた日とする。
- 3 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (公表)

第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定め

る報酬等の支給基準として公表するものとする。

(委任)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別 表

区 分		報酬の額	支給方法
会 長		月額 50,000円	本規程第5条第2項により支給
常勤の理事 (地方公共 団体から派 遣された職 員である場 合を除く。)	報酬	月額 231,000円	本規程第5条第1項第1号により支給
	賞与	6月 月額報酬×1.0月 12月 月額報酬×1.0月以内	本規程第5条第1項第2号により支給
常勤の理事 (地方公共 団体から派 遣された職 員である場 合に限る。)	報酬 及び 賞与	社会福祉法人長岡市社会福祉協議会派遣職員の勤務時間及び給与等に関する規程(以下「派遣職員給与規程」という。)に基づき、当該派遣職員を派遣した地方公共団体(以下「派遣元団体」という。)の職員の給与等の例により算出した額	派遣職員給与規程に基づき、派遣元団体の職員の例により支給
非常勤の理事		会議等 1回 5,000円	会長が招集した会議1回につき本規程第5条第2項により支給
非常勤の監事		① 会議等 1回 5,000円	会長が招集した会議1回につき本規程第5条第2項により支給
		② 社会福祉法第45条の18第1項に定める監査を実施する場合 1日につき 20,000円	本規程第5条第2項により支給